

## 令和元年定例第4回市議会会議録（第5日）

令和元年12月23日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	瀬口	健
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	荒巻	隆伸

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	財政課長	木村勝幸
副市長	宮寄敬介	企画振興課長	堤則勝
教育長	待鳥博人	財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	木村加代子
総務部長	西山俊英	健康づくり課長	田中聡美
保健福祉部長	松尾博	環境衛生課長	松尾和久
市民部長 兼市民課長	築地原良太	農林水産課長	宮崎眞一
環境経済部長	坂田良二	商工観光課長	岡俊幸
建設都市部長	富重巧齊	上下水道課長	甲斐田裕士
教育部長	野田圭一郎	学校教育課長	藤吉裕治
消防長	北嶋俊治		
総務課長	椛嶋晋治		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 発議第9号 みやま市政治倫理条例を廃止する条例の制定について
- (2) 閉会中の継続調査の申出について

---

午前9時30分 開議

○議長（荒巻隆伸君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 発議第9号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第1. 発議第9号 みやま市政治倫理条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

皆さんおはようございます。きょうは本来であれば、金曜日の12月20日が最終本会議、閉会というようなことをごさいましたけれども、私ごとで、今回また政治倫理条例の廃止を求めるこの条例の制定についてというようなことで、動議的な提案をさせていただいております。したがって、きょうまでの延会ということで3日間延会しての再開ということでございます。

不肖私ごとで大変僭越でございますけれども、私もきょうまで7期目を迎えておりますが、旧山川町議会当時からの議員生活をいたしまして24年余ありますけれども、延会というのは初めての経験でございます、みずから私が延会というような引き金を引いたというようなことでございます。執行部の皆さんには、特に令和元年のこの年末を迎えて、本当に大変御多用な中での市議会の再開というようになっております。議員諸氏にも、改めてこのことに対する心からの御迷惑をかけましたこと、おわびを申し上げておきたいと思っております。

それでは早速、提案理由の説明というようなことで、案文を朗読しながら、提案にかえさせていただきたいと思っておりますけれども、まずもってこれは何回も今まで、きょう現在に至る政治倫理の条例廃止という引き金になっております政治倫理確立に関する決議から読ませていただきたいと思います。読ませていただくというよりも、訴えさせていただくとい

うようなことが合っておるかと思えますけれども、政治倫理条例に関しましては1983年、大阪府堺市で初めて条例が制定され、今日多くの自治体にその広がりを見せております。我がみやま市におきましても、合併後、執行部、議会それぞれ条例を制定し、施行を行ってきたところではありますが、市民と執行部、議会一体となってみやま市の政治倫理の一層の向上を図るため、去年の6月——去年というのは20年ですよ、平成20年6月議会におきまして、政治倫理条例検討特別委員会を設置し、検討を進めてきたところでもあります。その結果、市民、執行部、議会、この三者一体となった政治倫理条例が可決されまして、新たに市民に対し政治倫理の確立に対しての姿勢を示すことができたところでもあります。しかしながら、条例を制定しても、それぞれが条例の趣旨を理解し、実行しなければ、絵に描いた餅となります。これは全議員さんに、私も含めてのところでございます。したがって、本市議会といたしましては、新条例の制定を機会に、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを再度認識し、議員は市民全体の奉仕者とし、徹底を図るため、私ども市議会としてここに決議する。こういうことで、平成21年3月18日、みやま市議会の総意を持った決議がなされ、当時の議長であります私にこのことが報告をされたところでございます。

私どもみやま市議会は、ことし、本年6月30日、第4回みやま市議会議員選挙の告示がなされ、1週間後の7月7日、俗に言う七夕選挙が執行されました。新たに16名の議員が住民に最も身近で、住民の声を肌で感じる存在として当選された人ばかりであります。議会はそれぞれの案件に対し、質疑、討論、そして採決を行うものであり、議員全体が徹底した議論を行う場であります。しかし、みやま市議会は重大な判断ミスを犯しているところであります。瀬口議員に対する辞職勧告は、きょうの有明新報さんの記事でもトップで大きく見出しをつけていただいておりますけれども、勧告が9月議会と今定例会で2回目で行ったけれども、私が求めているのは、議長辞職ではなくて、議員を辞職していただきたい、そういう動議でございます。反対討論をされた中尾議員、そして古賀議員、本当に申しわけございませんけれども、恥ずかしくはないんですか。このことは瀬口議員もしっかり聞いていただきたいのですが、議長をやめればそれで済むという問題ではないのです。

12月11日、この日は私が病院検査予約日というようなことで決算審査委員会を欠席の日でございますけれども、前議長であります瀬口議長は、来年1月いっぱいまで辞職し、議長選にまた出ると言われたそうですね。そして、12月18日9時20分から臨時全員協議会が案内されておりましたけれども、議題は政治倫理審査会の調査報告についてでございました。その報

告でも瀬口議員は、来年1月いっぱい議長をやめるとの話でありましたが、そのことに対し私は、何で来年1月いっぱい議長をやめないのですか、本来なら、きょうでもすぐ辞表を提出していただき、やめるべきではないのですかとも、声高くなりましたけれども、抗議のやりとりがあったところでございます。しかし、9時半からのこの決算審査特別委員会の開催のために、その委員会終了後ということで、終了後、議会運営委員会、そして私どもみんな待っておりましたけれども、長引く協議時間を要しました。午後14時から、また同じ日の臨時全員協議会というような案内になりまして、ここでやっこの瀬口前議長の辞職ということになったわけですが、午後からの全員協議会の中でその決意、判断された決意が述べられたところであります。

審査会からの結論に対するみずからの辞職というようなことでもございましたけれども、全くこのことは勘違いしていただいたらだめですよと言いたいような気持ちでございます。中尾議員、古賀議員、本当に勘違いをされたんじゃないですか。議長をやめれば議員をやめる必要はないというような勘違いをされたんじゃないかと思えます。

そして、瀬口議員、あなたは命からがらのような言いわけをしないでいただきたいと思えます。マスコミ各社にも分のよいコメントであったようでございますが、私からは当然な質問攻めに対して、そのことに対応できず、苦渋の選択で辞表を書かれたところでございます。そしてその言いわけは、来年1月までの公務の出席を約束しているような話でもございました。このことに対し、私がおかわりの公務は、現在、荒巻議長が誕生したわけでもございますが、新しく出てくる議長が務めればよいことではないかと攻め続けたところでございますが、ほかの議員さんたちは、そのとき全員無言のまま、何で政治倫理審査会からの結論が出た今、瀬口議員がやめようとしなくて、そういうことに本当にかばうばかりの姿形であったかと思えます。なぜ瀬口議員をかばわれるのか。特に古賀議員、あなた聞いていただいていたんですね。本当にあなたが質問される、今回の反対討論も同じような話になりますけれども、全てにあなたは旧山川町役場からの、そしてみやま市の職員として課長まで務められた人ですが、退職されて今現在、議員をされておりますけれども、職員として奉職いただいた間、本当にどのような仕事をされてきたのか、後輩の職員さんあたりからは、なかなかめられるような言葉もあっているところでございますよ。

私も傍聴させていただきましたが、12月16日ですか、総務常任委員会を中島議員さんと傍聴させていただきました。よく見かけるところでございますが、9款の消防署の所管関係で

も、私が廃車した車を会社で買い取らせていただいた経緯がありますが、私に対するそうした質問をされてあるのかなというふうに邪念も回ったところでございますが、廃車した消防車両の物品売り払いの件等々を聞かれてあったと思います。あれは契約検査課の所管なんですよ。だから、そういったところに対しても総務常任委員会の何を所管するのか、自分でわかってあるのかなという気持ちでいっぱいです。そしてまた、あなたが自分が何を言っているのかわかっていないから、今回もあのような反対討論をされたのではないかなというふうに思っているところでございます。

前回、3カ月前の9月議会での反対討論では、古賀議員は何を言われたか覚えておられますか。いきさつ不明で、疑惑の段階では判断できない、そういうことで反対すると言われたのですが、政治倫理条例3条には何と定義がなされていますか、おわかりですかね。「政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。」、そのようにうたっています。

古賀議員、今すぐに疑惑の段階で判断ができないという人であれば、そういう人に対し、審査会から結論が出された今、その意味がわからない人では、政治倫理条例制定の必要性はないと思います。私は条例を廃止する提案をきょうするわけですから、起立採決の票決があるわけですが、あなたは立ってくださいよ。私は条例を廃止する提案ですから、絶対立ってください。そうでないと、きょうも傍聴席からたくさんの皆さんお見えですが、笑われますよ。

そして、瀬口議員のことで同じようなことを皆さんに言うておきますけれども、政倫の結果が出たことは、みずから辞職を決し、一身上の都合での辞職と、世間への体裁を上手に図ってあります。しかし、言いかえれば、予定では12月20日金曜日までということでもございましたけれども、きょうが議会最終日となるわけですが、議会最終日となる20日の日、朝一番での議長辞職案ということになりました。これは議長職を投げ出して審議放棄したと言っても決して過言ではないと思っております。なぜなら、12月18日、朝の臨時全員協議会の場で、来月いっぱい、いわゆる令和2年の1月いっぱいには議長をやめないと豪語してあったところでございます。ところが、私からの辞職勧告決議が動議というような形で提出することを知られたところでございますが、慌ててみずから辞職といった形をとることで、世間体を上手に図り、そしてそのような結果を出されたということだと思っております。

今回、新たに新議長として就任された荒巻新議長の就任挨拶でもありましたけれども、世間ではみやま市はどげんなつとつかいというような挨拶がありましたけれども、市議会には浄化機能が存在しないのかともやゆされておるそうでございます。

みやま市政治倫理条例の制定に向けての作業時には、とにかく特別委員会を設置し、市民を含む多くの意見を拝聴する中で、議員の都合のよいお手盛り条例になるのではと、非常に私は議長を務めていた職責上、私一人が随分とひどい質問を受けたり、個人的に攻撃を受けながらできた条例が現在の政治倫理条例であります。私は今、そのように本当に難産の末、生まれた政治倫理条例の廃止案を、きょうここに断腸の思いで提案しようとしておるところでございます。このことを聞いた心ある多くの市民の皆さん、傍聴席にもたくさん心ある市民の皆さんだと思っております。皆さんは心ないこのみやま市議会の議員さん方の頭を割れないぐらい、なでてあげてください。

説明がちょっと長くなりますけれども、これからが本当の私の提案する説明になっていくかと思っております。

これはみやま市政治倫理審査会の調査請求がなされた写しでございますけれども、瀬口議員が政治倫理条例第3条1項1号及び同条第1項第2号に違反していないかといった審査請求であります。いろいろな問題等がありますので、実名は出さずにA社、B社、そして〇や〇〇と、名前を変えて示したいと思えます。

令和元年8月30日、みやま市内の請求者より署名約150名ぐらいがあったと思えますけれども、その署名を添えて請求をしたところでありましたけれども、随分時間がかかり過ぎるというようなことで担当のほうへ御相談申し上げ、尋ねたところ、選挙管理委員会からの、みやま市民であるかどうかの確認作業に時間をとっておるというようなことでもございましたので、その余の分は取り下げをさせていただいての全62名分での審査請求となったところでございます。

その審査請求を求めた請求代表者からの写しですが、調査請求の対象となる事由の内容ということで、平成25年5月、旧〇〇町庁舎の解体工事を(株)A土木が下請業者サブコンで受注し、契約を行った。作業内容は旧庁舎の解体及び基礎くい撤去により発生するコンクリート、瓦れき類、廃木材、敷地内の植木等伐採材の運搬、破碎、そして中間処理までの一切となっていた。旧庁舎敷地内の植木伐採工事は5月20日月曜日に開始し、5月25日土曜日までの6日間で終了している。5月初めごろ瀬口議員より前市長へ、旧庁舎敷地内の植木伐採処分の

作業を、自分の知人が経営する(株)B工業へ受注させてほしい旨依頼の相談があった。しかし、(株)B工業には業を行う県知事許可がなく断られたとの説明をするが、本来であれば、植木伐採の仕事は自分の知人、(株)B工業が受注できることを(株)A土木から横取りされ、大変迷惑しているの、受注できなかったその見返りとして、(株)A土木から1,000千円ぐらいをもらっていただけないだろうかとのことになったが、瀬口議員からの相談は作業が終了しているにもかかわらず、9月中旬ごろまで続いた。前市長は瀬口議員のこの執拗な相談に困ったあげく、(株)A土木に牛嶋議員を介した電話で、瀬口議員を納得させるために(株)B工業は伐採工事等の作業を一切していなくても、(株)A土木から1,000千円を支払っていただき、終わらせたいとのことだが、いかがでしょうかとの内容。(株)A土木は、元請会社や前市長に迷惑がかからず、一時的な問題解決ができればとの思いで1,000千円を銀行渡りの小切手で支払うことにした。

平成25年9月25日、(株)A土木へ(株)B工業より女性が来社され、銀行渡りで額面1,000千円の小切手を福岡銀行渡瀬支店振替にて支払われた。10月初旬ごろ、小切手が現金化された後、瀬口議員本人が牛嶋議員宅を訪れ、茶封筒を差し出した。牛嶋議員が、これは何ですかと内容を尋ねると、瀬口議員からは、議長にはいろいろお世話いただいたお礼です。気持ちの100千円ですとのことだった。牛嶋議員は、私がいただくべきものではないと断り、(株)A土木へ返した。今現在も会社で預かっている。(株)B工業との間には、工事請負契約も請求書も存在していない。にもかかわらず、なぜ1,000千円の支払いが存在するのかは不自然であり、何の目的であったのか不明なお金である。市民全体の代表であり、奉仕者でもある市議会議員には、とりわけ高い倫理観が求められており、この問題の真相の解明を求められる。

令和元年8月9日開催の議員全員協議会の席で、1,000千円の授受と茶封筒の100千円を届けたことは、瀬口議員本人が認めている。これはちなみにこのときは、まだうんともらってよかったですよとか、自分も何でも——私のことも含めてだろうと思います、いっぱい知るとるけん、全部ばらしてうみば出してしまっ解決しようなどなどと言われたところがございます。このことは全議員さんも御承知おきいただいております。

これは令和元年8月30日、瀬口議員に対する調査請求の結論が12月14日、請求者への審査会からの結論として届いた文書でございますが、全部読み上げれば長くなりますので、末尾のみを読ませてもらいたいと思っております。

A土木とB工業間には、先ほどもちょっとお話ししましたように請負契約も請求書も存在



していないのに、なぜ1,000千円もの支払いが存在するのか不自然であり、目的不明のお金であることについて、目的不明の金額であることは疑いのないことである。また、瀬口議員も、A土木、B工業間の契約を否定しており、理由及び目的不明の金額であることは疑いないことである。

以上の事実から、瀬口議員が市長に対し、〇病院にB工業への立ち木撤去工事受注に向けての口ききをお願いしたことが認められ、その結果、市長から1,000千円の提案がなされたことが認められる。瀬口議員が見返りを要求したか、執拗に市長に要求したかどうかは別にして、瀬口議員が市長に〇病院へのB工業受注へのお願いをしたことが原因となって市長が1,000千円の提示をすることに至ったことは間違いない事実として認めることができる。それに対し瀬口議員は、1,000千円の提示を受け、それを否定することなく授受を了承し、その結果、A土木、B工業間の1,000千円の授受が行われ、瀬口議員はその謝礼の意味で100千円をA土木の事務所にいた牛嶋議員に渡したことが認められる。旧〇〇庁舎は、みやま市が〇病院に売却した物件で、また〇病院建設については、そのことは瀬口議員もわかっていたことが徴取結果からも認めることができる。そうすると、〇病院の旧庁舎解体工事に伴う立ち木撤去工事は、確かにみやま市の公共事業ではないものの、市長が単に〇病院理事長と懇意にしている間柄という関係を超えて、市長が〇病院に対し一定の影響力を有していることを知り得る立場にありながら、自分の知人の経営するB工業への工事受注という有利な取り計らいをお願いすること自体、市議会議員としての立場を逸脱し、その権限を関与したものと考えることができる。瀬口議員としては、みずから見返りとして1,000千円を要求していないとしても、市長へのB工業への有利な取り計らいをお願いの結果、市長から1,000千円の話が出てきたことはわかったはずであり、その1,000千円の話のを了承し、理由、目的の不明な金1,000千円の授受がA土木、B工業間で行われる契機をつくったものとして、その責任は免れないというべきである。

政治倫理条例第3条第1項第1号は、議員が市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような行為を慎み、職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない旨規定しているが、瀬口議員の行為は、自分の知人の会社であるB工業の私的利益を図る目的で市長に対し〇病院に当社への工事発注を働きかけるようお願いし、市長の〇病院への影響力を不正に行使させようとしたものと認めることができ、市民全体の奉仕者の立場を離れて、職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を行ったものと判断できる。

そして、末尾の審査会の結論であります。以上述べたとおり、調査請求書の記載内容や対象者からの弁明書や瀬口議員、参考人——これは私であります、徴取結果をもとに慎重に検討を行った結果、瀬口議員の行った行為は、みやま市政治倫理条例第3条第1項第1号に違反する疑いがあるものと判断した。

以上というようなことですが、このような重大な結果が、ここで私は全議員にお尋ねいたしたいと思いますが、審査委員会からのこの結論、見られたのかどうかわかりませんが、結論を見なくてもこの条例があるわけですから、知り得ながら、しかも、私の瀬口議員に対する辞職勧告決議案を聞きながら、住民代表である皆さんは政治倫理条例を無視された、そういうことになると思います。政治倫理条例に対する倫理観の遵守と倫理を守ることが大事なのか、瀬口議員を辞職案から守ること、そちらのどちらが大事なことになるのかお尋ねしたいと思います。

私は、9月議会でも今定例議会でも国での大臣等々の辞職などが相次ぎ、政治家の倫理観が非常に全国、国民の皆さんからやゆされておるところでございますが、そのことに対する倫理性に対して大きな声を上げてきたというところでございます。皆さん方はこのことに対して是々非々というようなことを、私は言葉を何回も出しますけれども、そういう思いで取り組んでいただきたかった、そのように思っておるところでございます。

そのような中でありますけれども、今から紹介するこの手紙は、ことし6月、これは議員さん方も聞いてあると思いますが、7月7日の選挙前、6月のことですが、当時の議長をしておりました私のところへお願いするという内容の手紙が2通来ております。1通は事務局のほうで預かってありますけれども、そのことも皆さんに全協の中で報告させていただきましたけれども、本当に頭が狂うほど心配されておる、そうした職員さんがある。そのことを私が全員協議会で諮って、新しい議員さんは別として、当時の議員さん方、皆さん聞かれてありますが、私も含めて再度選挙の準備をしておるというようなさなかでございましたから、皆さんもまた再度、高いハードルの選挙戦を戦い抜くためには、大変時間が足りないというような状況でありましたから、選挙が終わってからこのことは取り扱っていいんじゃないかというような話を皆さんに投げさせていただいた経緯があります。そこでは、壇議員、それから中島議員が、ちょっとちょっと議長、冗談じゃないよと、そんな大事なことだったら、今すぐにでもそうしたことは解決すべきではないのかというようなことで私に対する叱咤があったところでございますけれども、多くのその余の議員さんが、選挙があけて新しい議会

になっていいんじゃないかというようなことで一致した結果でございました。そのことに対する1通目の手紙をいただいた方だろうと思います。あくまでもこれは私の推察ですよ。

2枚目が、私はみやま市民の一人です。あなたはみやま市議会の議長（トップ）という立場の職責を、ほかの議員誰よりも一番よく理解されたすばらしい議長だと負とする人——ちょっと意味がわかりませんが——の一人でした。しかし、残念ながら、私はあなたから見事に裏切られました。結果的に6月広報の市民の意見、はがきに出せばよかったということできりに後悔しております。元職員出身である市議会議員が、現職の市職員に公平公正でなければならぬ行政執行に圧力をかけられ、職員たちは悩み苦しんでいます。この市議の行動にストップをかけてください。緊急のお願いですといった願意でしたが、あなたは——私がですね、議員全員協議会の場で先ほど話したように、皆さんお互いが市議会議員選挙を控えた大変忙しい時期だから、選挙が終わってからの取り組みではどうでしょうかと全員に振られたそうですね。そのような中で、壇議員と中島議員だけが、そのような重大な問題は解明に向けて徹底的に調査すべき、そういう声が出ただけで、その他の議員からの声は出なかったと聞いております。

ちなみに、あなたは市議会議員選挙後の議長選挙では、自身の投票を依頼し、再任を果たす目的、議長になりたい目的で、元職員出身の〇〇議員と〇〇議員を調査から外したかったのだと聞いております。あなたは保身をする人のように見えますが、そうではないということであれば、今度はその議員の名前を実名で出しますから、絶対にとめさせてください。その名前は実名で来ておりますが、〇〇〇〇議員です。御承知のとおり、〇〇議員は、旧高田町職員時代からみやま市職員として中途退職されるまで、土木建設課技術屋職員として君臨され、今でも多くの後輩職員が私を含めて絶対服従であります。このような〇〇議員は、自分の立場を各方面で利用し、来月執行される市議選での利活用に準備を進めてあります。

一例ですが、某運送会社の用地取引、農地法、農振法、開発法や開発行為などの手引き、某土木会社の田、畑の農地法や農振法からの除外手続、開発行為等に伴う要件外適用申請などの手引き、九州北部豪雨災害に伴う国土交通省発注の筑後川や矢部川河川堤防工事に使用された許認可なしでの土砂搬出への手引き行為などなど、そのことを称する写真と図面を添付しますから、今度の選挙後には〇〇議員が議員に対し圧力をかけないように指導してください。そして、追伸、〇〇議員は昔から仕事ができない人を自分の支配下に置き、事前の根回しや裏工作の調整をすることで思いどおりに計画を進めるなど、私たちは陰の寝わざ師と

呼んでいました。私がネズミのごつ考えてあるとかなんか知らんけれども、最後には、ネズミ取りがネズミ取りにかからないようにしてくださいというようなことで終わっております。

これは先ほども言いますように、全員協議会で報告済みでございますけれども、全員協議会の中で読み上げる途中で、名前は〇〇議員とだけしか言っておりませんでしたけれども、前原議員から、これは私のことのようにすと認められました。認められた以上は、みずから誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないとなってございます。いまだにその動きや報告もないのですが、前原議員は現在、議会運営委員会の委員長としてみやま市議会全体にかかわる、本当に重大な問題等々を解決いただき、提案もいただいております。その解明、これには責任を持って当たっていただきたいと思っております。

また、このことは執行部にもお話ししておりましたところでございますので、執行部としてその後の報告は聞いてございませんので、次回、全員協議会等々ではしっかり報告をいただきますようお願いをしておきます。

このようなことから、問題外の話で申しわけございません。いずれにしても、根回し等々がどこからもないようにお願いをしておきたいと思っております。

今、話しますように、本当に不名誉なことばかりが本市でも起きているときでございますので、私どもみやま市議会が今なぜ、このような政治家に対する高い倫理性を求められているのか、改めて考えるべきであるというふうに私は思っております。現在のみやま市は、差別文書を配布したり、私費で購入した本を配り、公職選挙法違反が疑われる行為をした市長が居座っております。

また、この市議の立場を利用して親族の仕事を先ほども何回も言っておりますが、とろうとし、不明な1,000千円を受け取るなど、そのような契機をつくった前議長の瀬口議員が、本当に恥ずかしくはないのかと思っております。また市議を務めておられます。このような事態を全国からみやま市は何をしているのだという目で見られております。このことも現議長の荒巻議長のほうからも冒頭この議長選に立候補される、本当に心の中のそうした気持ちを訴えられ、そして当選直後、この議場で全国にその気持ちを発する中での発言がっております。

前西原市長の市政時代には、先進的な取り組みが認められてグッドデザイン賞を受賞するなど、市政が全国から高く評価をされているところでございます。このことは松嶋市長が市

長室でいつもこのことに対する実際のグッドデザイン賞等々を飾られてありますので、拝見  
いただいておりますものと信じておるところでございます。しかし、現在は本当にめちゃくちゃ  
な状態であります。もう立て直しができるのかどうか、本当に危ぶまれているみやま市政と  
なっております。私はこの状況を変えたいと、仲間とともに市長への辞職勧告  
決議案、そして瀬口前議長への議員辞職勧告決議案を提案いたしました。ところが、我が市  
議会は、この2つの議案を、あろうことか9月議会、12月20日、両方で再び否決をされまし  
た。このようなことが、きょうのこのローカル紙には、要はこうした辞職勧告決議案等々の  
乱用、そして市民の皆さんから泥仕合というような話になっている。確かにそうだと思います。  
なるほど、泥仕合になって、市民の皆さん一人一人からこのこと的狀況でいいのかとい  
うような本当に真の意味合いを込めた働き方、考え方、それをやっていただきたい、そのた  
めの断腸の思いでの政治倫理条例廃止案を提出するものです。差別のないこの社会、そして  
倫理を重んずる議会、この2つを否定する結論となってしまったのであります。

私は悲しみと怒りをもってみやま市議会对を糾弾いたします。ここにみやま市の政治倫理条  
例の廃止を求め、みやま市民の市政へのより強い政治参加の道筋を切り開かねばならないと  
思うところであります。市民の皆さんに現在のみやま市政の混乱と墮落をわかっていただき  
たいという、心からの願いであります。

みやま市の政治倫理条例は、みやま市の政治家が目指す倫理性を絵に描いた餅、そういう  
ことであってはならないとうたっております。何回もきょうも読ませていただいております。  
しかし、現状はどうでしょうか。私から瀬口前議長への辞職勧告決議案への反対討論で  
中尾市議は、議長を辞任したのだから、倫理条例違反を許せと発言されました。そして中  
尾市議会議員は、市長の差別的な文書配布についても反省しているから許せ、そのような発言を  
されてございます。それほどこの政治倫理条例は軽く、人権は非常に大切なのが大切でない  
という結果、答えになっております。それでいいのでしょうか。中尾議員のこの2つの発言  
こそが、私たちの理想を絵に描いた餅にしているのではないですか。このことは私ども地方  
議会議員として知恵や知識、そして認識と常識もなく、百歩譲ってもみやま市議会議員の一  
人として認められないと思っております。正直言ってこれが現在のみやま市議会の実態であ  
ります。

「これでいいのかみやま市」、これは市長、あなたのリーフレットです。これを持たれて  
去年の10月、「これでいいのかみやま市」、これは松嶋市長の選挙時のキャッチフレーズで

ございますが、私はこれをそっくりそのまま松嶋市長にお返ししたいと思っております。松嶋市長、これでいいのかみやま市は。あなたの目指したみやま市はどこへ行ったんですか。これでいいんですか。

以上のことから、私は絵に描いた餅、そのようになってしまったみやま市の政治倫理条例の廃止を求めるものであります。瀬口議員は政倫に抵触するとは思っていなかったというようなマスコミに話をされてございますので、読売新聞等もきょう私は見させていただいたんですが、知らなかったというようなコメントを出してあります。そのことは瀬口議員、もう早くから御承知いただいていたから、この前の村上議員が選挙事務所として使われたあの事務所ですが、スポーツ用品等々の事業をやられるというようなことで開店された店だと聞いております。わかれたからこそ、現職議員として抵触することはだめだというような認識のもとに閉店をされたんだというふうに私は理解しております。

そのようなことも含めてでございますが、きょうはこれで終わりますけれども、政治倫理条例はこの後、採決があります。絶対廃止というようなことはならない、自信を持って言います。廃止になることを求めています。本当の気持ちはあなたたちも政治倫理条例は必要なんです。絶対これは廃止案が否決されます。そのように願っておりますけれども、政治倫理が廃止にならないというようなことになれば、逆に真逆ですよ、今からが始まりだと思っております。瀬口議員は現在、野球の指導者でございます。身技体、この全てを学んでおられると思いますが、子供たちがこの身技体の心をどのように教わって育っていくのか、大変心配をしておるところでございます。

現在、私のもとへ、もっと大変な情報と相談が相次いできております。何と言わなくてもわかられると思いますが、ポジションやレギュラー獲得合戦、あるいはこのB&Gグラウンド使用等々に関して、これまで多くの金品等々の授受があつておるようです。また、ほかの議員の関係でも、九州新幹線開通での騒音問題に絡む諸問題、あるいは給食調理場やほかの施設での問題、そしてまた、道の駅での出品にかかわる問題等々、多くあつてはならない大変な問題がわかってきております。これから是々非々で解明に向けて、しっかり私は頑張つてまいります。そのためには、やはり政治倫理は絶対必要なところですよ。

以上でございます。終わります。

#### ○議長（荒巻隆伸君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

質問をさせていただきます。

ただいま牛嶋議員さんのほうからいろいろ説明を伺いました。私も今回、9月と12月の2回の議会しかまだ経験しておりません。ベテランの議長経験者の牛嶋議員の話では、非常に確なところもあり、拝聴させていただいていますけれども、しかしながら、今回、質問させていただきたいんですが、先ほどこの廃止案について御説明いただきましたけれども、心の中では廃止になってほしくないと言われましたが、この瀬口議員と市長の政倫条例に抵触する部分については、今お聞きしたとおりで、内容はわかるんですが、この廃案の発議に対しては、そういった引き継ぎに対しての発議だと受け取っておるんですが、こういった結果に対しての発議というのはちょっと余りにも短絡的ではないかと私は感じておるんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

村上議員さんの質問にお答えしたいと思います。

非常に私にとっては聞いていただきたい質問だったと思っております。これは短絡的と申しますか、そのような質問をしていただき、内容はわかっていただきながらの私の辞職勧告決議案に対して反対の姿勢を示されたわけですね。逆に私がそのことに対するお尋ねをしたいと思います。政治倫理は絶対この条例は守らなければいけない、そのように思っているはずですよ。なぜあなた方は、この提案者の提案理由説明に対する内容がわかりながら、起立されなかったんですか。私のほうから尋ねたいですよ。そのような議員の皆さんばかりですから、真の条例が必要なんですよ、これは。私どもがつくった条例です。相当数たたかれていますよ、私は。そのような中での憤りを含めた断腸の思いで提案をしたんですが、否決されては、これが可決されて廃止されてはだめな条例なんですよ、今からもですね。だから、あえてこのことを皆さんに知らしめるため、いま一度真摯に向き合っていただくための気持ちをあらわしていただきたい。議会も市民もそういうことから提案をするところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

牛嶋議員、ありがとうございます。今おっしゃっていることは理解できるんですが、廃止の案を出すということは、廃止目的じゃなくて廃止案を出すということですか。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

全くそのとおりでございます。廃止されてはいけない条例なんですよ。必要な条例だから制定されたんですね。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

それでは、そういった気持ちはありながら、廃案の案を出されるというのは、私はその真意がちょっとつかめないんですが。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

先ほどの1問目でお尋ねいただいたそのことに対する答弁が不十分だったら、再度申し上げます。皆さん方が私のやっぱり政倫に抵触する部分の、市長にしても、瀬口議員にしても、同じようなことに是々非々で当たってほしかった、そのことですよね。議会だからかばう、市長だからかばう、その意味がわからないじゃないけれども、何のための条例なんですか。それを訴えたかったんですよ。だから、最初から廃案になることを目的ではないことをはっきり示します。否決される。されて当然なんですよ。そのことに対して提案をしております。みんながさらにこの政倫条例を制定する以前の問題とそれ以上に考えていただきたい、そういうことです。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（荒巻隆伸君）

ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第9号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、討論がありますので、暫時休憩をいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

ただいまお二方から討論の通告があっておりますので、今から討論を行っていただきます。

3番村上義徳君、反対討論を行ってください。

○3番（村上義徳君）

反対討論を申し上げます。

先ほどの政治倫理条例廃案についてですけれども、私たちが住む日本というのは法治国家です。憲法のもとに法律があり、そして各条例があり、各地方の自治体においては自治体の条例があり、それによって平和な社会があり、みやま市の平穏なふだんの生活があります。確かにこういった法令、あるいは条例、しっかりと守っていかなければなりません。しかしながら、今回の条例廃止についての案は、これにつきましては、これを廃止するということになりますと、みやま市議会の道しるべとなるこの倫理条例なしでは——なしでは議員活動ができないということではありませんが、しかし、議員並びにここにいる市長含めまして政治に携わる者として、そういった立ち返るところの政治倫理というのは必ず必要ですので、これは廃止すべきではないと思えます。そういった条例の解釈については、今回、政倫審の

ほうから結論が出ておりますが、これについても法律や憲法もそうであるように、解釈というものが存在します。この解釈については、それぞれ個人の解釈があるわけで、一つの正解というものが決まっているわけではありませんので、そういった政治倫理条例については各個人がしっかりと気持ちの中で持った上で行動するということが大事で、この政治倫理条例については引き続きしっかりと内容をもう一度吟味して、それぞれの議員、政治に携わる者がこの後もしっかりと守るためにこれは廃止してはいけないと思います。

以上です。

**○議長（荒巻隆伸君）**

続きまして、反対討論。10番瀬口健君。

**○16番（瀬口 健君）**

ありがとうございます。少ない時間でうまくまとめることができなかつたわけですが、先日の12月20日の辞職勧告のとき、私は弁明の場を与えてもいいですよというようなことだったんですが、いや、もうしませんというようなことで弁明をすることを断りをしておったわけですが、途中、やはりせにゃいかんということで議長のほうにもお願いをしたわけですが、どういういきさつでその弁明の場所が却下されたのかよくわかりません。ですから、きょうは非常にいい機会を与えていただいたなということも一つあって討論をさせていただきます。

まず、倫理条例の廃止の反対の立場で、提出者の望みとする、最後のほうは反対をするというようなことですので、望みどおり、私は反対をさせていただきます。

私、端的に申し上げますが、倫理条例があったからこそ、私は議長をみずから辞任をしたわけです。人の圧力によって辞任はしておりません。倫理条例があったから、これも3条の1項1号、1項の2号ではなく、3条1項の1号によってこれに抵触すると。この1号というのは、要するにこの場合は当時のみやま市長に口ききをお願いしたと。工事をやらせてもらえんかとお聞きしたというような、お願いしたというのが抵触をするということですのでございます。先ほどの提案者の話を聞いていますと、1,000千円を私がもらったかのような誤解をされる発言も多々あったかなというふうに思っておりますし、私は1,000千円というのは両企業のほうからは一切いただいておりません。私が認めているのは、アルファベットで言いますと、S社が1,000千円をもらったことは認めておりますということです。これは間違いございませんね。皆さん理解をしていただいているところはそうだろうと思いますが、私が1,000千円をもらったわけじゃない。S社が1,000千円をもらったのを認めておりますという

ことです。それは誤解のないようにですね。

それから、先ほどは一方的な言い方で私も聞いておったわけですが、大半は事実でございます。これは認めております。ただ、今言いましたように、1,000千円の授受は私はないということですね。

それから、まだうんともらってよかったとか、私は発言をしておりません。私の知り合いの企業がその事業を受けるならば、まだもっともうかってよかったですよというような言い方はしたやろうと思います。1,000千円以上にですね。そういう言い方はしたやろうと思います。また後でこれは録音があれば、よく調べさせていただきたいと思っております。

それから、非常に心外なのが、息子のスポーツ店経営まで出していただいて、そういったことがあるからあそこをのかしたんじゃないかと、経営するうちの息子があ場所ではもうからんから変わっただけの話でしょうから、そんなことはこの倫理条例とは全く関係ないわけですよ。

それから、臆測で物を言っていらっしゃる、私が指導しておるスポーツ団体からの金品をもらっていると、今発言があったかと思えます。指導者でありながら、指導者だから、ポジションをどうのこうのとか、ここは全部録音があるかと思えますので、後でまた調べさせていただきますが、ポジションを定めるに当たって、金をやれば私がポジションを与えとか、そういうふうなことだろうと私は思いましたので、よく調べさせていただきたいと思えます。

とにかく短い時間でございましたので、まとめることがなかなかできないんですが、私はある病院が購入しました土地の植栽、これの除去作業、これを確かに今申しましたように、当時の西原市長にお願いをしました。ある病院のほうに、うちに受注させてくれんかというようなことから、この1,000千円のもので私には、今、提案者の方は提案者のほうからの言い分でしょうが、私はこれは倫理審査会にも申し上げておりますが、市長のほうから1,000千円で手を打ってくれんかというような話があったので、そのような方向性で動いたということでございます。これはお互いに意見が違うわけございまして、倫理審査会でもこれには確認ができないというようなことで3条1項の1号ということでございます。こういった倫理条例があるから、私が3条1項1号に抵触をすると自分から認めたわけございまして、この倫理条例があるから、みずから議長をやめたと。

それから、この議長をやめた、これは倫理条例というのは人をやめさせるために、辞職させるためにあるわけじゃないですね。これは皆さんも十分おわかりだろうと思っております。

それはその事件ごとにいろいろ判断するわけでございまして、こういう言葉を使うといけな  
いかもかもしれませんが、この議員さんから殺人とか強盗とか脅迫とか、そういうものが出たな  
らば、この倫理審査会においてどういう判断がされて、議員はどのようなふうな段階のレベル  
で判断するかというふうなことだろうと思います。弁護士さん等にも相談をしましたが、今  
回の3条1項1号の分について、この件の私の立場では議長を辞するという事に十分であ  
ろうというふうなお答えをいただいております。

それから、12月20日の云々の何のかんのと抗議があったということでございますが、これ  
も皆さんの圧力ではなくて、そういう抗議がありましたと。その後、うちの後援会の事務局  
のほうと話をしまして、どうせ1月いっぱいやめるなら早くやめてもいいじゃないかとい  
うようなことがあったために、急遽申し上げをしたところでございます。1月いっぱいや  
めるとするのは、先ほど提出者のほうも申し上げておりましたが、1月の行事に私の名前で  
数件、もうオーケーを出しておったということもあって、せめてそれぐらいは責任を果たさ  
にゃいかんだろうという思いから1月いっぱい申し上げたところでございますけれども、  
先ほど来言っておりますように、今すぐやめろということでございましたので、後援会のほ  
うと話をして、すぐ辞任をしたと。何もそのために審議を拒否した、そういうふうなことは  
一切ありません。本人たちも提出者の人たちも今すぐでもやめんかというような発言をされ  
ておりますので、そういう方向で動いたというだけの話でございます。あんまりしゃべると、  
また揚げ足をとられたり云々をやりますので。

それから、途中で、この提案者の発言の中に、現市議会議員のみやま市職員時代のことが  
ありましたんですが、本人さんの名前もおっしゃったようでございますが、こういうのと今  
度の政治倫理条例の廃止のものと何の関係があったかなということで私は聞いておるわけ  
でございます。今言いましたように、私は両企業のほうから1,000千円は一切受け取っており  
ません。S社が、その企業間での1,000千円を受領したというのを私は認めておりますとい  
うことでございます。それでその前にもう一遍言いますが、立ち木除去、これを当時のみや  
ま市長にお願いをしたと。ある病院にそういうことをさせていただけないかと。当時のみや  
ま市長が実際言われたか言われんかもわからんわけでございます、そういった中でも倫理  
条例に抵触するというところでございましたので、3条1項1号で辞任を申し上げたとい  
うことでございます。

そして、先ほど来、話がありました、当時は私は本当にこれが抵触するとは思っていな

かったと。民民の工事でありますので、私の認識が甘かったと言えば甘かったわけです。6年前です。それからの、当時は知ってあったでしょうと、それは後の話であって、当時は私は民民工事であったので、そういうふうな認識がなかったというのは指摘されておりますので、それは事実でございます。ただ何度も申しますように、1,000千円は私は一円たりとも双方から私のほうには入っておりません。市長に口ききをお願いしたということが3条1項1号に抵触したと、だからやめたと。だから、この倫理条例というのはそういうみずから身を引くというのがそういうためにもあらにやいかんということを申し上げておきます。

まだまだ言いたい分はどがしこでんあったですけどね、もう時間がなかったのでまとめることがなかったんですが、その旨、私の身の潔白と3条1項1号には抵触したという中で辞任をしたということをお知らせし、やはり条例は必要であると。こういう中でいつか申し上げたように、西原市長も御存じじゃなかったんじゃないですかね、当時。私がお願いしたことをある病院に伝えましたというようなことの内容がありますので、そうなると、当時の西原市長も抵触するというようなことで、本人さんもそういうのは余り考えてなかったんじゃないかなと、当時はですね、そういう思いでございます。

いずれにしろ、この条例が必要でございます。私のようにみずから身を引くというためにもこの条例はぜひ必要だということを申し上げます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

これで討論を終わります。

発議第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立少数です。よって、発議第9号 みやま市政治倫理条例を廃止する条例の制定については否決されました。

次に進みます。

## 日程第2 閉会中の継続調査の申出について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第2. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒巻隆伸君）**

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

お諮りします。

本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒巻隆伸君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年定例第4回市議会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 瀬 口 健

みやま市議会副議長 宮 本 五 市

みやま市議会議長 荒 卷 隆 伸

みやま市議会議員 吉 原 政 宏

みやま市議会議員 末 吉 達二郎